

○日立市議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、日立市議会(以下「議会」という。)の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 市長は、日立市議会議員の会派及び代表者会議規程(昭和62年議会規程第1号)第2条の規定により議長に会派結成届を提出した会派(以下「会派」という。)に対し、政務活動費を交付することができる。

2 前項の規定は、所属議員が3人に満たない場合について準用する。

(政務活動費の額)

第3条 会派に交付する政務活動費の額は、各会派の所属議員数に応じ、議員1人につき月額4万5千円の割合をもって算定した額とする。

(所属議員数)

第4条 前条の所属議員数は、毎月1日における各会派の所属議員数による。

2 月の中途において議員の任期満了、辞職、失職、除名若しくは死亡、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散による異動が生じた場合における、その月分の政務活動費の交付については、これらの異動がなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

3 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことはできない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、次に掲げる政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

- (1) 調査研究費(会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費をいう。)
- (2) 研修費(会派が研修会を開催するために必要な経費又は団体等が開催する研修会の参加に要する経費をいう。)
- (3) 広報費(会派が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費をいう。)
- (4) 広聴費(会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談

等の活動に要する経費をいう。)

(5) 要請・陳情活動費(会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費をいう。)

(6) 会議費(会派が行う各種会議に要する経費又は団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費をいう。)

(7) 資料作成費(会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費をいう。)

(8) 資料購入費(会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費をいう。)

(9) 人件費(会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費をいう。)

3 政務活動費の使途に係る具体的細目は、前項各号に規定する経費ごとに規則に定めるところによる。

(交付の申請)

第6条 各会派の代表者(以下「代表者」という。)は、政務活動費の交付を受けようとするときは、規則で定める日までに、市長に対し、議長を経由して交付の申請をしなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、速やかに政務活動費の交付を決定し、当該申請をした代表者に対し、書面により通知するものとする。

(交付の方法)

第8条 市長は、前条により交付を決定した政務活動費を年2回に分けて交付するものとする。

(経理帳簿の整備等)

第9条 代表者は、交付を受けた政務活動費に係る経理帳簿を備え、領収書等を整理することにより、その使途を明確にするよう努めなければならない。

(収支報告書の提出)

第10条 代表者は、交付を受けた政務活動費について、当該政務活動費の交付を受けた年度の終了後速やかに、収入及び支出の報告書を作成し、議長に提出しなければならない。

(透明性の確保)

第11条 議長は、前条の報告書の提出があったときは、必要に応じて調査を行うなど、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(剰余金の返還)

第12条 代表者は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して剰余金が生じたときは、市長に対し、当該剰余金に相当する額を返還しなければならない。

(準用)

第13条 第10条から前条までの規定は、会派が解散又は合併等により消滅した場合について準用する。この場合において、第10条中「代表者」とあるのは「会派の代表者であった者」と、「当

該政務活動費の交付を受けた年度の終了後」とあるのは「当該会派消滅後」と、前条中「代表者」とあるのは「会派の代表者であった者」と読み替えるものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年条例第14号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第43号)

(施行期日)

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の日立市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の前日にこの条例による改正前の日立市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。